

議案第75号

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第18号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

沼田市長 星 野 稔

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、群馬県市町村総合事務組合規約を下記のとおり変更することについて協議する。

記

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改める。

別表第2の1の項中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改め、同表の4の項を削り、同表の5の項中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改め、同項を同表の4の項とし、同表中6の項を5の項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。
（群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の一部改正）
- 2 群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約（令和5年群馬県指令市第30033-6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の別表第2の5の項」を「群馬県市町村総合事務組合規約別表第2の4の項」に、「同表の5の項左欄」を「同表の4の項左欄」に改める。